

令和3年度産業財産権制度問題調査研究

オープンイノベーションを促進するための
契約ガイドラインに関する
調査研究報告書

令和4年3月

株式会社 野村総合研究所

I. 要 約

背景

日本発イノベーションを実現する手段のひとつとして、オープンイノベーション（OI）への期待が高まり、多様な機関が OI に取り組んでいる。しかし、公正取引委員会による「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」（令和 2 年 11 月 27 日）では、問題となるおそれのある事例が確認されている。また、令和 2 年度の調査事業では、モデル契約書の策定に加えて、研究開発型スタートアップと大学の契約において、大企業とは異なる観点で一定の課題があることが明らかとなった。

目的

研究開発型スタートアップと大学の技術取引に関する課題について、関係各所のヒアリングを通じて、問題に対するより効果的な解決手法を検討すること。また、公表済みのモデル契約書の普及・定着のための手法を検討・実施すること。併せて、ユーザーによるフィードバックを受けて、モデル契約書のさらなる改善を行うこと

委員会

計 5 回の委員会＋ワーキンググループを組成して検討を進めた。

- ・委員長：鮫島正洋（内田・鮫島法律事務所 代表パートナー）
- ・委員：7 名

ヒアリング調査

大学、大学発ベンチャー等（計 22 件）に対して実施した。

モデル契約書（大学編）の策定

モデル契約書（大学編）（案）及びタームシートを 4 本作成した。

モデル契約書（新素材・A I 編）の改善（改訂）方法の検討と実施

モデル契約書（新素材・A I 編）をユーザーが求めるより良いモデルへと改善するための改訂作業を実施した。

モデル契約書の普及・定着方法に関する調査

モデル契約書のより効果的な普及・定着に向け、セミナー 1 回、ワークショップ 1 回、パネルディスカッション 1 回を開催した。

モデル契約書（新素材・A I 編）の普及・啓発に資するパンフレットの検討・作成

モデル契約書を初学者向けに分かり易く解説したパンフレットを作成した。

経済産業省・特許庁及び関係省庁による関連事業の成果物の集約化

モデル契約書の関係省庁による事業成果の集約化を行った。

まとめ

委員会の場で上記検討を行い、各種イベント（セミナー・ワークショップ・パネルディスカッション）を開催したほか、各種成果物を作成した。

II. 調査研究の背景及び目的

日本発イノベーションを実現する手段のひとつとして、オープンイノベーション（以下、「OI」という。）への期待が高まり、多様な機関がOIに取り組んでいる一方で、大企業とスタートアップが連携するに当たり、スタートアップからは、大企業と共同研究すると、特許権が大企業に独占されたり、周辺の特許を大企業に囲い込まれたりする、といった偏った契約実態を指摘する声があった。

そこで公正取引委員会は、その取引実態を明らかにすべく実態調査を行ったところ、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」（令和2年11月27日）では、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれのある事例、また拘束条件付取引等として同法上問題となるおそれのある事例が確認されている。

このような現状を踏まえ、公正取引委員会と経済産業省は共同して、令和2年11月公表の「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」の内容を踏まえ、スタートアップと連携事業者との間であるべき契約の姿・考え方を示すことを目的として、「スタートアップとの事業連携に関する指針」（以下、本指針という。）を策定して、令和3年3月29日に公表した。

この動きに併せて、特許庁と経済産業省は、研究開発型スタートアップと事業会社の連携交渉する際に留意すべきポイントについて解説した「モデル契約書 ver1.0」（以下、「モデル契約書」という。）を取りまとめた。モデル契約書は大きく2種類からなり、①新素材編は令和2年6月30日、②AI編は本指針と同時（令和3年3月29日）に公表されており、本指針で示されている「あるべき契約の姿・考え方」を具体的に実践するためのツールとして両者は位置づけられている。

令和2年度の調査事業では、モデル契約書の策定に加えて、研究開発型スタートアップと大学の契約において、大企業とは異なる観点で一定の課題があることが明らかとなった。事業会社によるスタートアップの不公正な技術取引契約と同じく、我が国におけるイノベーションの社会実装を阻む深刻な問題といえる。

そこで本調査事業では、研究開発型スタートアップと大学の技術取引に関する課題について、関係各所のヒアリングを通じて、問題に対するより効果的な解決手法を検討した。また、公表済みのモデル契約書の普及・定着のための手法を検討・実施した。併せて、ユーザーによるフィードバックを受けて、モデル契約書のさらなる改善を行った。

III. 調査研究内容及び実施方法

モデル契約書、各種イベント、各種成果物は、以下の2つの実施手法に基づいて検討を進めた。

1. 委員会による検討

委員会は、5回に渡って開催し、モデル契約書の内容についての検討、各種イベントの実施方針の検討、各種成果物の作成方針の検討を行った。また、委員会と並行してワーキング・グループ（以下、WG）を設置し、各検討について、専門的な知見を有する弁護士にご協力を頂きながら詳細を検討した。

2. ヒアリング調査

ヒアリング調査は、主に大学と大学発ベンチャーによるOIのためのモデル契約書作成に向けた課題や解決策の把握を目的として実施した。なお、ヒアリングは、大学8者、共同研究機関2者、大学発ベンチャー4社、大学や大学発ベンチャーとのOIに知見を有する事業会社6社、弁護士・公認会計士2者に対して実施した。

IV. 調査結果

委員会での検討やヒアリング調査の結果に基づき、モデル契約書の作成、各種イベントの実施、各種成果物の作成を行った。

1. モデル契約書（大学編）の策定

昨年度の調査結果を踏まえ、モデル契約書の作成を行った。

モデル契約書の作成にあたっては、昨年度の方針と同様に、仮想の交渉シーンを設定することで、内容の解像度を上げ、交渉上の留意点や公正な権利帰属、対価設定、経費負担などを具体的に提案している。

「モデル契約書（大学編）（案）」については、委員会で昨年度に引き続き検討を行い、「大学と事業会社間のモデル契約書及びタームシート（共同研究開発契約、コンソーシアム契約）」及び「大学と大学発ベンチャー間のモデル契約書及びタームシート（ライセンス契約、共同研究開発契約）」を作成した。なお、昨年度同様に、全てのモデル契約書には、読者がポイントについて理解を深められるよう逐条解説も組み込んだ。

2. モデル契約書（新素材・AI編）の改善（改訂）

昨年度公開したモデル契約書（新素材・AI編）の内容をユーザー目線でさらに使い勝手が良いものとするための改定作業を行った。

改訂にあたっては、モデル契約書（新素材・AI編）策定時のWGメンバーである弁護士を中心に当該分野に知見がある弁護士からなる検討グループを組織した。複数回にわたる検討会議を通して、契約実務を踏まえたポイントを追加した改定版を作成した。

3. モデル契約書の普及・定着方法に関する調査

すでに公開しているモデル契約書のさらなる普及・定着に向けた取組について議論し、セミナー、ワークショップ、パネルディスカッションを実施した。

セミナーは、オープンイノベーションの経験が豊富ではないスタートアップ・大企業の連携交渉担当者を主な対象者として、モデル契約書（新素材・AI編）や本事業で作成したパンフレットを紹介するとともに内容面の理解を深めることができるような内容とした。

ワークショップは、モデル契約書（AI編）を題材に、主要条項を確認したうえで、どのような改定を行えばより使いやすいものになるかを参加者がアイデア出しすることで、モデル契約書に記載されている契約プラクティスを自分事として理解できるような内容とし

た。

パネルディスカッションは、大企業から3名、スタートアップから2名、並びに委員会座長の鮫島弁護士にモデレーターとして参加いただき、オープンイノベーションに対する考えやモデル契約書についてディスカッションを実施した。なお、実施に当たっては、本音の議論を実現するために匿名（鮫島弁護士以外の登壇者をVTuber化）での議論とした。

4. モデル契約書（新素材・AI編）の普及・啓発に資するコンテンツ（パンフレット）の検討・作成

モデル契約書を初学者向けに分かり易く解説したパンフレットについて検討・作成した。スタートアップのCXOや大企業の現場層の意思決定者の内、オープンイノベーションの経験が少ない層を想定読者として、モデル契約書本編への橋渡しとなるようにコンテンツを作成した。新素材編、AI編で分けて作成し、新素材編で38ページ、AI編で36ページ、合計74ページの構成とした。

5. 経済産業省・特許庁及び関係省庁による関連事業の成果物の集約化

モデル契約書に関連する経済産業省・特許庁及び関係省庁の事業成果を集約化して、ユーザーへ情報提供するための一覧性の高い集約化資料を作成した。

V. 提言

本年度事業では、大学分野のモデル契約書の策定、新素材分野、AI 分野のモデル契約書のアップデートを行った。次年度には、モデル契約書の策定に加えて、モデル契約書の更なる普及・定着に向けた活動を実施する方向性が考えられる。特に、スタートアップや大企業におけるモデル契約書への理解度をさらに高めるためにセミナーやパネルディスカッション等の啓発活動を継続するとともに WEB 上でのアーカイブ化を進めることが考えられる。また、これまでは特許庁を中心に策定を進めてきたモデル契約書を、オープンイノベーションに関わる企業、スタートアップ、大学、支援者等が自律的にアップデートするエコシステムの構築を進めることが有用であると考えられる。並行して、これまでに策定したモデル契約書について、今年度事業にて実施したような改訂作業をさらに進めることも利便性を向上させるために有効であると考えられる。

「オープンイノベーションを促進するための技術分野別

契約ガイドライン（AI等）に関する調査研究 委員会」委員会名簿

委員長

鮫島 正洋 内田・鮫島法律事務所

委員

江戸川 泰路 江戸川公認会計士事務所

久池井 淳 一般社団法人未踏/
株式会社マクニカ

天神 雄策 東京大学 TLO

中村 亜由子 eiicon company

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所

丸山 和徳 アステラス ベンチャー マネジメント

村上 泰一郎 ピクシーダストテクノロジーズ

オブザーバー

小松竜一 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長

仁科雅弘 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長

仁木学 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長代理

沖田孝裕 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長代理

高田龍弥 特許庁 オープンイノベーション推進プロジェクトチーム

松平佳巳 特許庁企画調査課

八木敬太 特許庁企画調査課

馬場大輔 経済産業省大学連携推進室

大坪梓 経済産業省大学連携推進室

陶山武史 経済産業省技術振興課

最首祐樹 文部科学省産業連携・地域振興課

事務局

山本飛翔 中村合同特許法律事務所

柿沼太一 STORIA 法律事務所

井上拓 日比谷パーク法律事務所

駒村和彦 野村総合研究所

和田尚之 野村総合研究所

青野将大 野村総合研究所

目 次

I. 委員会による検討	1
1. 第1回委員会	1
2. 第2回委員会	2
3. 第3回委員会	3
4. 第4回委員会	4
5. 第5回委員会	5
6. ワーキンググループ	6
II. ヒアリング調査	7
1. ヒアリング対象	7
2. ヒアリング結果	8
III. モデル契約書（大学編）の策定	10
1. モデル契約書	10
IV. モデル契約書（新素材・A I 編）の改善（改訂）方法の検討と実施	27
1. モデル契約書（新素材編）の改定	27
2. モデル契約書（AI 編）の改定	30
V. モデル契約書の普及・定着方法に関する調査	34
1. セミナーの実施	34
2. ワークショップの実施	35
3. パネルディスカッションの実施	37
VI. モデル契約書（新素材・A I 編）の普及・啓発に資するパンフレットの検討・作成	40
1. 検討プロセス	40
2. 成果物	43
VII. 経済産業省・特許庁及び関係省庁による関連事業の成果物の集約化	46
1. 検討プロセス	46
2. 成果物	46

I. 委員会による検討

委員会は、5回に渡って開催し、モデル契約書、各種イベント、各種成果物についての検討を行った。また、委員会と並行してワーキング・グループ（以下、WG）を設置し、特にモデル契約書について、専門的な知見を有する弁護士にご協力を頂きながら詳細を検討した。なお、WGを進めていくに当たり、必要に応じて、WGメンバー以外の専門家への意見も伺った。

1. 第1回委員会

日時：令和3年6月30日（金）10:00～12:00

場所：特許庁会議室・WEB開催

議事次第：

1. 開 会
2. 特許庁糟谷長官からのご挨拶
3. 各委員からのご挨拶
4. 議 事
 - (1) モデル契約書（大学）の策定方針の検討・決定
 - (2) モデル契約書（新素材）、モデル契約書（AI）の改定方針の検討
 - ・経済産業省瀧島課長より GitHub を使ったモデル契約書への意見募集について概要説明
 - (3) 経済産業省・特許庁及び関係省庁による関連事業の成果物の集約化の検討
5. 特許庁小松課長からのご挨拶
6. 閉 会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

2. 第2回委員会

日時：令和3年8月26日（木）13:30～15:30

場所：WEB開催

議事次第：

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 【大学×大学発ベンチャー】ヒアリング結果の中間報告
 - (2) 【大学×事業会社】想定シーン及びタームシートの検討・決定
 - (3) モデル契約書（新素材・AI編）の普及・定着方法の検討
3. 閉 会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

資料4 【大学×事業会社】想定シーン及びタームシート

資料5 第1回委員会議事録【確定版】

3. 第3回委員会

日時：令和3年10月28日（木）16:00～18:00

場所：野村総合研究所会議室・WEB開催

議事次第：

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 調査事業の府省間連携について
 - (2) 【大学×大学発ベンチャー】ヒアリング結果を踏まえたアップデート方針の検討・決定
 - (3) 【大学×事業会社】想定シーン、タームシート及びモデル契約書の検討・決定
 - (4) モデル契約書（新素材・AI編）の普及・定着方法の検討及び実施報告
 - (5) 特許庁 仁科課長からのご挨拶
3. 閉 会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

資料4 【大学×大企業】共同研究開発契約

資料5 第2回委員会議事録【確定版】

4. 第4回委員会

日時：令和3年12月23日（木）13:00～15:00

場所：特許庁会議室・WEB開催

議事次第：

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 【大学×大学発ベンチャー】モデル契約書の修正案の検討・決定
 - (2) 【大学×事業会社】モデル契約書の検討・決定
 - (3) モデル契約書（新素材・AI編）の普及・定着方法の検討及び実施報告
 - (4) モデル契約書（新素材・AI編）の改定状況の中間報告
 - (5) 次年度に取り組むべき内容についてのディスカッション
3. 閉 会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

資料4 ①モデル契約書大学_事業会社_共同研究開発契約
②モデル契約書大学_事業会社_コンソーシアム契約
③モデル契約書大学_大学発ベンチャー_共同研究開発契約
④モデル契約書大学_大学発ベンチャー_ライセンス契約
⑤パンフレット（AI編）

資料5 第3回委員会議事録【確定版】

5. 第5回委員会

日時：令和4年2月7日（月）13：30～15：30

場所：WEB 開催

議事次第：

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) モデル契約書（新素材・AI 編）の改定状況の報告・改訂方針の検討・決定
 - (2) モデル契約書（大学×事業会社）の検討・決定
 - (3) モデル契約書の公開方針の検討・決定
 - (4) モデル契約書（新素材・AI 編）の普及・定着方法の検討および実施報告
 - (5) 関連事業の成果物の集約コンテンツに関する検討
 - (6) 次年度に取り組むべき内容についてのディスカッション
3. 閉 会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

- 資料4
- ①【新素材編】モデル契約書（公表版、改定版）
 - ②【AI 編】モデル契約書（公表版、改定版）
 - ③モデル契約書大学_事業会社_共同研究開発契約
 - ④タームシート大学_事業会社_共同研究開発契約
 - ⑤モデル契約書大学_事業会社_コンソーシアム契約
 - ⑥タームシート大学_事業会社_コンソーシアム契約
 - ⑦【新素材編】パンフレット案
 - ⑧【AI 編】パンフレット案
 - ⑨【AI 編】パンフレット_デザイン化版
 - ⑩関連成果物一覧集（案）

資料5 第4回委員会議事録【確定版】

6. ワーキンググループ

本事業の委員会の下部組織としてワーキンググループを設置して、モデル契約書（案）の作成・編集等を依頼した。ワーキンググループでは、以下の先生方にご尽力を頂いた。

図表 1：ワーキンググループメンバーの各担当

所属・氏名	モデル契約書の策定		モデル契約書の改善（改訂）	
	大学編（大学と事業会社）	大学編（大学と大学発ベンチャー）	新素材編	AI 編
日比谷パーク法律事務所 パートナー／弁護士・弁理士 井上拓	副担当（共同研究開発契約書）	副担当（共同研究開発契約書）	主担当	-
STORIA 法律事務所 代表パートナー／弁護士・弁理士 柿沼太一	副担当（コンソーシアム契約書）	副担当（ライセンス契約書）	-	主担当
中村合同特許法律事務所 アソシエイト／弁護士・弁理士 山本飛翔	主担当	主担当	-	-

なお、ワーキンググループの推進に当たっては、以下の関係課室にも多大なるご協力を頂いた。

経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 大学連携推進室

II. ヒアリング調査

モデル契約書の作成等へのインプットとして、大学、共同研究機関、大学発ベンチャー、事業会社、弁護士・公認会計士に対するヒアリングを 22 件実施した。ヒアリング調査にあたっては、調査対象先との連絡調整、ヒアリングの実施、ヒアリング時のメモ取り、議事録の作成、分析作業を実施した。

1. ヒアリング対象

大学 8 者、共同研究機関 2 者、大学発ベンチャー 4 社、大学や大学発ベンチャーとの OI に知見を有する事業会社 6 社、弁護士・公認会計士 2 者に対してヒアリングを実施した。ヒアリングを実施した組織は、以下の通り。

図表 2：ヒアリングを実施した組織

分類	組織
大学	A 大学
	B 大学
	C 大学
	D 大学
	E 大学
	F 大学
	G 大学
	H 大学
共同研究機関	I 機関
	J 機関
大学発ベンチャー	K 社
	L 社（2 回実施）
	M 社
	N 社
事業会社	O 社
	P 社
	Q 社
	R 社
	S 社

	T 社
弁護士・公認会計士	U 法律事務所
	V 公認会計士事務所

2. ヒアリング結果

上記のヒアリング先組織と委員への事前ヒアリングを行った結果は、以下の通り。大学と事業会社間、及び大学と大学発ベンチャー間の OI に伴って発生する問題のうち、ヒアリングで特に重視すべきとして指摘された「知財の帰属」「対価の設定」「臨床試験データの問題」等についてとりまとめた。

図表 3：ヒアリング結果の概要

問題		ヒアリングでの声
知財の帰属	(大学×大学発ベンチャー) 大学発ベンチャーがライセンス契約を設定するのが難しいケースがある。	・ 創業間もないタイミングで、ライセンス契約を締結した場合、資金面での負担の大きさから経営状態が悪化する。(国立大学)
	(大学×大学発ベンチャー) 専用実施権を設定した場合、国立大学にとってリスクになりうる。	・ <u>専用実施権を設定した大学発ベンチャーが、その知財を用いて国益に反する事業を展開した場合を憂慮して、国立大学が専用実施権の設定に反発することがある。</u> (国立大学)
対価の設定	(大学×大学発ベンチャー) 新株予約権の設定に対する理解が低い。	・ 特に地方大学にとっては、大学発ベンチャーから取得した新株予約権が空手形になる可能性があるため、新株予約権を受け入れるのは難しいケースが多い。(地方大学)
	(大学×事業会社) 両者が納得する対価の設定方法がない	・ <u>報酬の内訳としてタイムチャージを加えた場合、間接経費を取れなくなるのではないかと、大学関係者が懸念する可能性がある。</u>(公認会計士) ・ 大学間・大学内でも<u>タイムチャージや、学生の稼働費用の共同研究費への積算の有無が異なる。</u>(大企業)

臨床試験 データの 問題	(大学×事業会社)両者が納得する対価の設定方法がない	・ 企業が、医療機器や医薬品の薬事承認のために<u>必要なデータ、及びその取得にかかる多大なエフォートに対して付加価値を認めることはあまりない。</u>(医学系大学) ・ 大学による医薬技術の発明については、実施料を設定することに製薬会社からの理解を得られるが、製薬会社の所有する医薬に関する発明については、<u>用途の拡大による利益が小さいため、不実施補償の設定に理解を得るのが難しい。</u>(医学系大学) ・ 臨床試験データの付加価値の観点として、<u>企業が単独で治験を実施する場合と比較した費用の削減度合いの観点や、希少な症例等に該当する治験被験者の確保に有効な大学病院のネットワーク等がある。</u>(医学系大学)
--------------------	----------------------------	---

III. モデル契約書（大学編）の策定

公開情報調査やヒアリング調査の結果も踏まえ、委員会およびワーキンググループでモデル契約書を作成した。

1. モデル契約書

昨年度事業の検討成果を踏まえ、大学分野（大学と事業会社の OI）における契約（共同研究開発、コンソーシアム）、大学分野（大学と大学発ベンチャーの OI）における契約（ライセンス、共同研究開発）の計 4 本のモデル契約書を作成した。なお、昨年度と同様に、全てのモデル契約書には、読者がポイントについて理解を深められるよう逐条解説も組み込んだ。

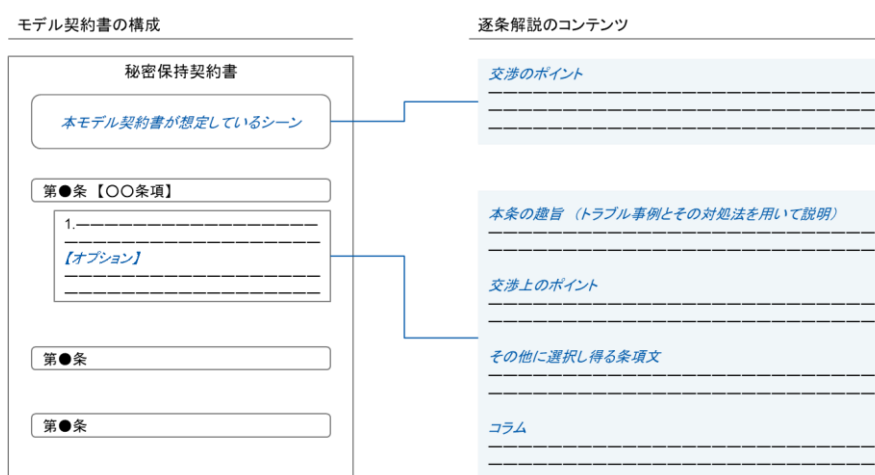
ここで作成したモデル契約書については、別添報告書を参照されたい。

図表 4：検討したモデル契約書の種類

分野	モデル契約書
大学（大学と事業会社の OI）	① 共同研究開発契約書 ② コンソーシアム契約書
大学（大学と大学発ベンチャーの OI）	③ ライセンス契約書 ④ 共同研究開発契約書

モデル契約書の作成方針としては、昨年度と同様に、「一般的なひな形ではなく、特定の協業ケースを想定したモデル契約を作成する」方針とした。したがって、モデル契約書はゴールデンスタンダードではなく、従来の常識とされていた交渉の落とし所ではない新たな選択肢を提示したものであると整理される（モデル契約書は「想定シーン」の設定があるが故に、各条文において具体度の高い実践的な考え方の解説が可能となっている。反面、実際には前提条件が異なる様々なケースがあり、それらのケースではモデル契約書が必ずしも最適な契約内容とならない可能性がある）。なお、モデル契約書と逐条解説のコンテンツは、以下の内容（特に青字部）を想定し、作業を行った。

図表 5：モデル契約書と逐条解説のコンテンツ



(1) 共同研究開発契約書（大学と事業会社の OI）

(i) 想定シーン・構成

本モデル契約書が想定しているシーン¹は以下の通り。

- (1) 発電施設の開発事業を営む X 社は、早期の売上・利益の実現は難しいと思われるものの、カーボンニュートラルへの取り組みを本格化させるべく、再生可能エネルギーの 1 つである太陽光発電に関する技術開発を行うことを検討していた。検討の結果、X 社は、現時点では性能もコストもシリコン系太陽電池に劣るものの、変換効率が高く将来的にはコスト面でも優位となることが期待される新型太陽電池（有機系太陽電池の一種。以下単に「新型太陽電池」という。）の事業化を目指した研究開発に注力することを決定し、特に、基盤技術の 1 つである変換効率と耐久性を両立する最適な材料の組成を目指すこととした。
- (2) X 社は、最適な材料組成を検討するにあたり、マテリアルズ・インフォマティクス（機械学習を含む情報科学技術を用いて効率的に材料開発を行う手法をいう。）を活用すべきだと考えたが、同社は同手法についての経験・ノウハウが乏しかった。そのため、X 社は、同手法に強みを持つ外部のパートナーとアライアンスを組んで研究開発を進めていく必要があると考えた。
- (3) そこで、X 社は、素材分野におけるマテリアルズ・インフォマティクスを注力分野の 1 つとする Y 大学の A 教授にコンタクトをとり、変換効率と耐久性を両立する最適な材料の組成を目指して、Y 大学と共同研究開発に取り組むこととした。なお、今回の共同研究開発に取り組むにあたって、Y 大学には権利処理の必要な特許権等の権利は存在しなかった。
- (4) X 社として、Y 大学との取り組みで目指していることは以下のとおりである。
 - ① 早期の事業化はできずとも良いが、共同研究開発が時間と費用をかけてダラダラと進んでいくことは回避したい。そのため、大学が共同研究開発を積極的に進めるインセンティブを設定したい。ただし、事業化ができるか否かも不透明な段階なので、インセンティブを設定するにしても、事業化した後の事業の収益に連動させるような報酬体系は採用できない。
 - ② 研究期間や工数は正確には見通せないことは理解するが、大学に支払う対価が青天井にならないように、何らかの上限は定めたい。
 - ③ 成果物に関する知的財産権は、共有による弊害を回避するべく、遅くとも事業化が

¹ 2022/02/24 時点

現実的になった段階では自社に単独帰属させたい。

④ 技術力をアピールするために、共同研究開発やその成果を利用した製品を公表するにあたり、Y 大学の名称を使用したい。

(5) 他方、Y 大学として、X 社との取り組みで目指していることは以下のとおりである。

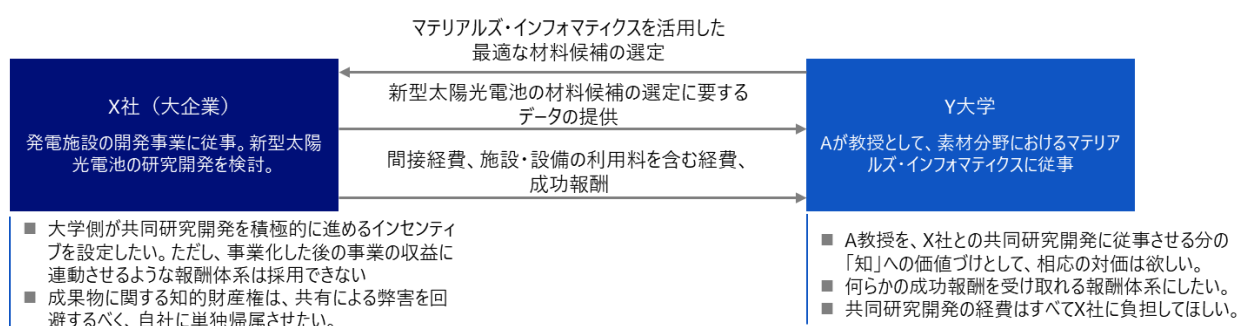
① 学内でも先進的な研究をリードする研究者である A 教授を、学内の研究活動ではなく、X 社との共同研究開発に従事させる分、「知」への価値付けとして、相応の対価は欲しい。事業化が不透明な段階であるので、共同研究開発の成否やその後の事業化の成否に関わらず一定額の報酬を受け取れる報酬体系にしたい。

② さらに、共同研究開発が成功した場合、X 社は事業で大きな売上や利益を獲得できる可能性を得ることとなる一方、大学は事業の実施主体とはなれず、同売上・利益の恩恵を直接受けることができないため、その点に関する何らかの成功報酬は欲しい。

③ 成果物の知的財産権を X 社に単独帰属させる場合、将来の研究活動の支障にならないよう、Y 大学や関連する研究機関（アカデミア）には権利行使を控えてほしい。

④ 共同研究開発を推進するにあたって必要な経費（直接経費・間接経費・戦略的産学連携経費等）はすべて X 社に負担してほしい。

図表 6：シーンのイメージ図



(ii) ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 7：本契約書の主な論点

ポイント	概要
------	----

1	対価設定における「知」への価値づけの考え方	- 一般的に事業会社は、報酬の金額を共同研究開発の対価として設定したうえで、契約時に想定されていない支払いが発生した場合の負担方法を、「経費負担」の条項で定めている。 - 成功報酬について、事業で一定の売上や利益の基準を満たした場合、段階的に成功報酬を設定することは可能である。
2	共同研究における「経費」の項目の定義、その考え方	従来直接経費を「経費」として整理して、それ以外に学内施設の利用料等を相手に支払ってもらう場合には、「経費」とは別の項目で記載するのが良く、さらに間接経費は大学の利益を含むため「経費」に入れないほうが良い。上記の「経費」の項目の考え方について、大学向けに丁寧に解説する必要がある。
3	施設・設備の利用料	大学の施設を利用する場合は、「1 時間当たり●円」と具体的に利用料金を記載する形が多い。仮に共同研究開発契約内で規定するのであれば、大学の所有する具体的な施設名を特定して記載したうえで、その利用料について記載するのが良い。
4	医療分野における「知への価値づけ」	特許の実施許諾に至るまでに大学が負担するコストが非常に大きい医療分野において、特許とは別に治験・臨床データの実施許諾権を設定することで「知」への価値づけを踏まえた契約を締結している。

(2) コンソーシアム契約書（大学と事業会社の OI）

(i) 想定シーン・構成

本モデル契約書が想定しているシーン²は以下の通り。

- (1) X 社と Y 大学との共同研究開発の結果、新型太陽電池（以下、単に「新型電池」という。）に用いる、変換効率と耐久性を両立する最適な材料の組成に成功した。そのため、X 社は、新型電池の事業化を本格的に進めることとした。
- (2) しかし、新型電池を実用化・量産していくためには、①X 社および Y 大学の技術のみでは補えない要素技術が複数存在していた。
- (3) また、市場として未成熟な新型電池を事業化していく上では、②今回の新型電池の実用化・量産・販売に関わる事業者を広く巻き込み、市場を大きくしつつ、新型電池の利用環境を整えていく必要があるものと考えた。そこで、メンバーを増やした上で、コンソーシアムを組成することを検討し始めた。
- (4) そこで、追加するメンバーとして、①の観点では、実用化に必要な技術を自社または下請により開発・統括できる事業者を、②の観点からは、市場に一定程度の影響力やリレーションを持った事業者を、と考え、それぞれの観点での要望を満たす A～C 社を加えることとした。
- (5) その上で、②の観点から、今後もコンソーシアムに参加する企業が増えるよう、コンソーシアムへの参加社のみが、X 社と Y 大学の共同研究開発で得られた新型電池に関する特許権のライセンスを受けられることとした。そして、①の観点から、コンソーシアム参加企業間で新型電池の技術開発が進んでいくように、コンソーシアム内で定期的に研究会を開催することとし、Y 大学は α 教授を講師とした質疑応答の場を設けた勉強会を開催し、コンソーシアム参加企業は、バックグラウンド情報や、事業化に伴う技術的な悩みやユーザーからのフィードバックを同研究会で共有することとした。
- (6) そして、コンソーシアムを組成するにあたって、X 社は、自社自身で新型電池を開発・販売することには注力する予定はなく、以下の点からの収益化を主として想定している。また、新型電池が広く普及することで、自らの収益の増加だけではなく、カーボンニュートラルの流れの中で中長期的に電力市場全体が大きくなることも企図している。
 - (a) 新型電池の普及を前提に、太陽光パネルを用いた売電ビジネスによる利益獲得

² 2022/02/24 時点

(b) コンソーシアム参加企業からのライセンス料の徴収

(7) 同様に、自身で新型電池を開発・販売することができない Y 大学としては、以下の点からの収益化・メリットを主として想定している。

(a) 技術顧問としてコンソーシアム参加企業から徴収する顧問料

(b) コンソーシアム参加企業からのライセンス料の徴収

(c) 新型電池の事業化・量産化に伴う技術的課題の探索および対応策の検討

(8) また、X社は、メンバーを増やすことの懸念として、意思の統一ができないことにより活動が停滞するおそれがあるのではないかと考えている。

以上を踏まえ、概要、以下のような座組を考えた。

➤ コンソーシアムのガバナンスに関するルールを明確に定める

➤ 迅速な意思決定が必要な場合等に備え、ある程度の権限を付与したリーダーとなる当事者を定める（既に基盤技術である変換効率と耐久性を両立する最適な材料の組成に成功している X 社がリーダーとなることを想定。）。

(9) コンソーシアム組成のための契約交渉においては、各当事者の意向として、以下の点が挙げられた。

【全員に共通する意向】

① 関与する当事者が増えることもあり、成果物に関する知的財産権が共有になると、成果物の活用に大きな支障が生じうることから、基本的には発明者主義としたい。

② ただし、新型電池の普及のために必要があるとコンソーシアム内で過半数により合意が取れた場合には、権利者から X 社へサブライセンス権を付与し、X 社が全体のライセンスの窓口になれるようにすることとしたい。

【Y 大学の意向】

① X 社が特許権の Y 大学共有持分を買い取った場合でも、継続的に収入が入る仕組みを設計したい。

② 新型電池の事業化に伴って新たに見えてくる技術課題を知る機会を確保したい。

③ 研究成果については、学会や論文等で可能な限り速やかに発表したい。

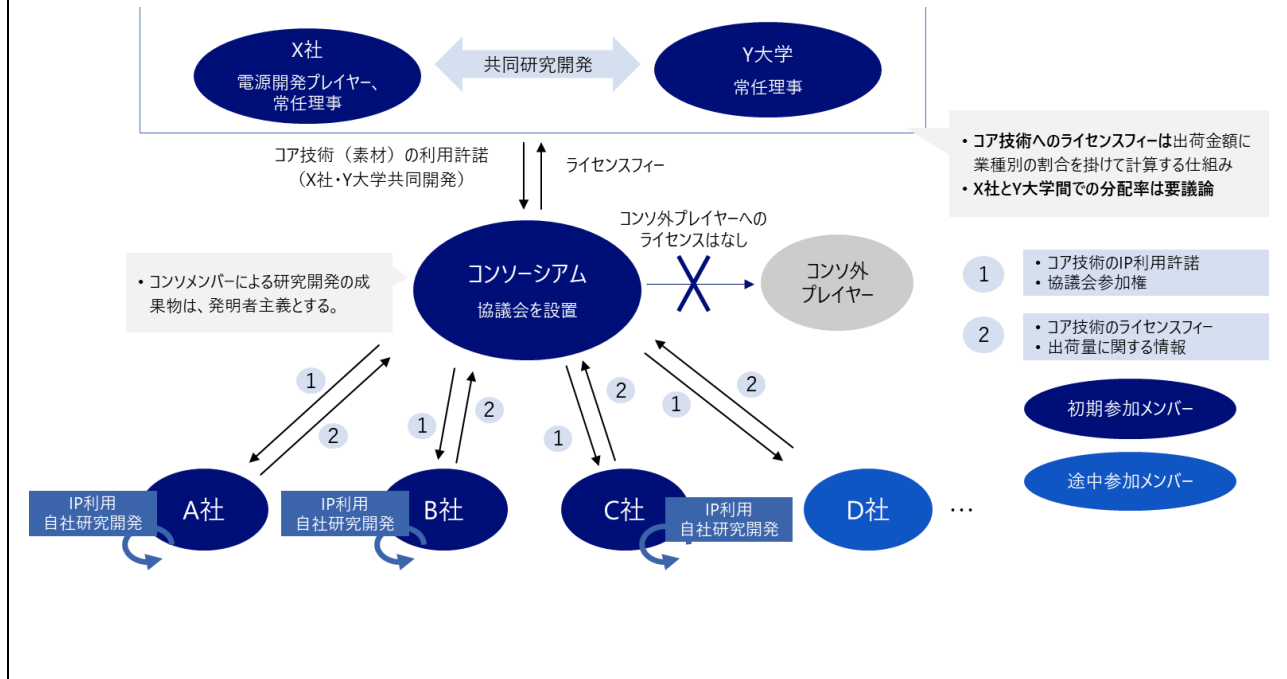
④ 共同研究における研究開発を担うために必要な研究費用は、大学における知の価値付けも加味して各社に負担してほしい。

⑤ 研究施設は貸し出すが、施設利用料は各社に負担してほしい。

⑥ 成果物に関する知的財産権の取得・行使によって、他の大学や研究機関等における教育・研究活動が阻害されることは避けたい。

⑦ 成果物に関して特許出願を行う場合、費用は各社に負担してもらいたい。

図表 8：シーンのイメージ図



(ii) ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 9：本契約書の主な論点

論点		概要
1	A, B, C 社（コンソーシアム参画企業）の座組について	「A, B, C 社が製造プロセスの各段階を担う」座組のパターンは難しい。A, B, C 社が入るインセンティブを設計する必要や、知財の仕組みを検討する必要がある。 - X 社は、A, B, C 社の出荷量と出荷金額の情報を取得できるため、自社でパネルを調達する際に、その情報を踏まえて調達金額を交渉し、少なくとも平均値以下の金額で調達できるというメリットが存在する。
2	X 社、Y 大学の共有持ち分の取り扱い	X 社、Y 大学の共有特許について、A, B, C 社各社の実施により、Y 大学にもライセンスフィーが入る状況である。X 社が買い取った場合を考慮して、買い取り価格に、共有持ち分の場合に想定される Y 大学への収入分を反映させることで大学に資金を還流させるのが良い。
3	コンソーシアムのガバナンス	- 情報収集目的で参加した企業や、研究活動で一切貢献していない企業が増えないように、「全員の合意をもって強制退会させられる」と強制退会条項を記載するのが良い。また、脱退時にはライセンス許諾を取り消すことを明記する必要がある。 - コンソーシアムにおけるガバナンスの在り方として多様な方法があることを解説にて追記するのが良い。 - コンソーシアムからの脱退を制限しない方針が良い。また脱退したプレイヤーの権利の取り扱いについて明記する必要がある。
4	コンソーシアムへの新規加入	- コンソーシアム外の第三者との共同研究開発を制約しない場合、コンソーシアムの特許を共同研究の際に使えることを保証する必要がある。また、共同研究にて開発した成果物を用いて事業化する際、第三者が本特許のライセンスを受けられる必要がある。 - コンソーシアムへの参加の自由度が下がることで、コンソーシアムで創出した知財が活用されない可能性があるため、新規加入の際は、「全メンバーの過半数の合意を必要とする」程度が良い。

5	禁止事項	- 子会社や関連会社が M&A により第3者になった場合の対応を検討する必要がある。 - 大学は、特許技術のライセンス料を払わず、多くの関連会社が無料で利用するケースを考慮して、子会社や関連会社を特定する必要があると考える。
6	対価及び経費負担	- 会員制度を導入の上で、アカデミア会員（会員費無料）と企業会員（年会費：●円）を設定することで、コンソーシアムの運営費に充てることが可能である。 - Y 大学の教授による講義・指導コストは発生しているため、コンソーシアム参加費を設定して、ライセンスフィーとは別の形で大学に資金還流する形とするのがシンプルでよい。
7	成果物の利用	フォアグラウンド IP が共有特許の場合、幹事企業（X 社）が権限をもってライセンスする形にすることで、技術の社会実装を進める形は一つの方法論になりうる。
8	知的財産権等の帰属等	- 技術普及目的のコンソーシアムであれば、各プレイヤーは、バックグラウンド IP の改良発明がライセンス対象になることを理解したうえで参画する設定が良い。 - 協議会は、改良発明に関する報告を受けて、当該発明をノウハウとして扱うか、特許として扱うか、検討するために、改良発明が生まれた場合に協議会への報告を義務とするのが良い。

(3) ライセンス契約書（大学と大学発ベンチャーの OI）

(i) 想定シーン・構成

本モデル契約書が想定しているシーン³は以下の通り。

- (1) Y 大学の教授 A は、樹脂に添加可能な放熱に関する新素材の研究開発に従事していた。教授 A は、当該素材の樹脂の放熱性能を金属並みに引き上げることを目標に研究開発に従事していたところ、当該素材そのものおよび当該素材が添加された樹脂組成物の開発に成功した。
- (2) Y 大学は、当該発明が職務発明であるとして、Y 大学の職務発明規程に従って、当該発明の特許を受ける権利を原始的に Y 大学に帰属させ、報奨金を教授 A に支払った上で、Y 大学を出願人として、当該素材そのものおよび当該素材が添加された樹脂組成物について特許出願を行った。
- (3) その後、教授 A は、当該素材等について学会で発表を行い、同新素材は注目を集めることとなった。なお、当該素材は、特殊な表面処理がなされており、表面処理を調整することで様々な樹脂への添加が可能であることから、多種多様な製品用途に活用できる技術であり、多様な業種の企業が関心を示すに至った。
- (4) 各企業等の反応を見て、同素材について事業化の可能性を感じた教授 A の研究室のゼミ生 C は、教授 A を技術顧問として招き入れた上で、いわゆる大学発ベンチャーとして、X 社を設立し、同素材を活かした事業を営むこととした。そして、研究開発に多額の費用を要することが見込まれたため、ベンチャーキャピタル Z に所属するキャピタリスト D に資金調達の相談をすることとした。
- (5) キャピタリスト D からは、今回の素材そのものおよび当該素材が添加された樹脂組成物に関する特許出願は Y 大学名義で行われ、その後審査請求を行い、早期審査も活用して特許査定がなされていることから、X 社として、同発明について、Y 大学からライセンスを受けることが必要となるとの説明を受けたため、ゼミ生 C は、X 社として、Y 大学と同発明についてのライセンス交渉を行うこととなった。
- (6) X 社として、Y 大学との取引で目指していることは以下のとおり。
 - ① 上場や M&A の際、自社の重要技術については、他社からのライセンスを受けるよりも、自社で権利自体を保有していた方が望ましいとされていることから、まずは、今回の素材等に関する特許権を譲り受けることを目標とする。
 - ② 仮に特許権を譲り受けることが困難な場合でも、上場審査や M&A のデューデリ

³ 2022/02/24 時点

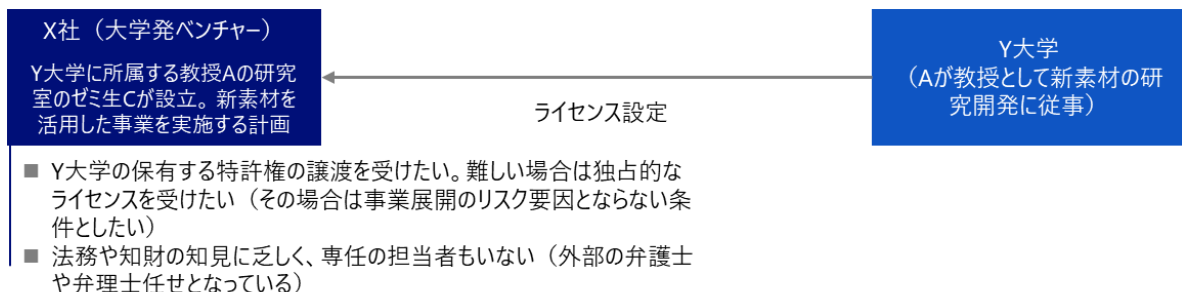
ジェンスにおいて支障が生じないように、独占的なライセンスを受ける形にしたい。

- ③ ライセンスを受ける形にする場合でも、新素材の発明を他社が許諾なしに実施した場合には、X 社自身が被疑侵害者に対して警告や訴訟提起ができるようにしたい（自社の意思決定に基づき権利行使ができないと、アライアンス交渉等において足元を見られかねないため。）。
- ④ ライセンスを受ける形にする場合、同発明は X 社の事業の根幹に関わることから、簡単にライセンス契約を解除されないようにしたい。
- ⑤ まだキャッシュに余裕がないことから、ライセンス料の支払について、全部または一部を新株予約権で支払いたい。

(7) X 社の現状は次のとおり。

- ① 法務や知財の知見に乏しく、専任の担当者もいない（外部の弁護士や弁理士任せとなっている。）。
- ② 教授 A は、当該素材の製造方法、表面処理、一般的な樹脂への好適な添加量等に関するノウハウを所持している。ノウハウは一部資料化し、管理できているが、多くは教授 A の頭の中のみにある。

図表 10：シーンのイメージ図



(ii) ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 11：本契約書の主な論点

論点		概要
1	大学発ベンチャーの経営状況に合わせたオプション契約の設定	大学発ベンチャーがライセンス契約を締結するタイミングはケースバイケースであることが実状なので、状況に応じてオプション契約もあり得る。
2	対価設定における「知への価値づけ」	対価設定における「知」への価値付けの考え方を検討する必要がある。例えば、<u>経費に加えて、知財の発明時に活用した大学の設備・スタッフ・知恵への価値への支払い分を、一時金に算入している。</u>
3	COC 条項の設定の必要 ※共同研究開発契約でも同様の論点あり	COC 条項の設定に関して、大学側の立場（税金が投入され得られた研究成果が国外において日本の国益を害する態様で利用されることは避けたい）と大学発ベンチャーの立場（海外企業による M&A の途を完全に禁ずると、スタートアップが大きな対価を得る EXIT のチャンスを喪失させるため、M&A を解除事由にするのは不適當）の双方を解説する必要。
4	新株予約権の利用	譲渡対価の一部または全部の支払を新株予約権によって行う場合、スタートアップの成長に連動して大学が手に入れることができる金額が上昇していくこととなり、<u>いわばランニングロイヤルティの支払いを受けているかのような機能</u>が果たされる。
5	組織再編時の新株予約権の取引	新株予約権の発行要項に M&A 時における新株予約権に関する取り決めを定めておく必要がある。例えば、買い手側の企業の新株予約権の発行・付与や、買い手側の企業による新株予約権の現金による買取等が考えられる。

6	大学による新株予約権の取得の際の妥当性判断の基準	新株予約権の価値決めの交渉にあたって留意すべきは、不合理に高い対価価値を設定した場合には、価値の高さがスタートアップの将来の資金調達の障害となり、当該スタートアップが成功せず、新株予約権を株式に転換し、高価で換価する機会を喪失することになりうる点である。
7	ロイヤルティスタッキングの問題	事業を実行していく上で必要となるライセンスの件数が増えていく場合に、ライセンス料が非現実的な金額にならないよう、ライセンス料の総額の上限を設定することを検討する必要がある。

(4) 共同研究開発契約書（大学と大学発ベンチャーの OI）

(i) 想定シーン・構成

本モデル契約書が想定しているシーン⁴は以下の通り。

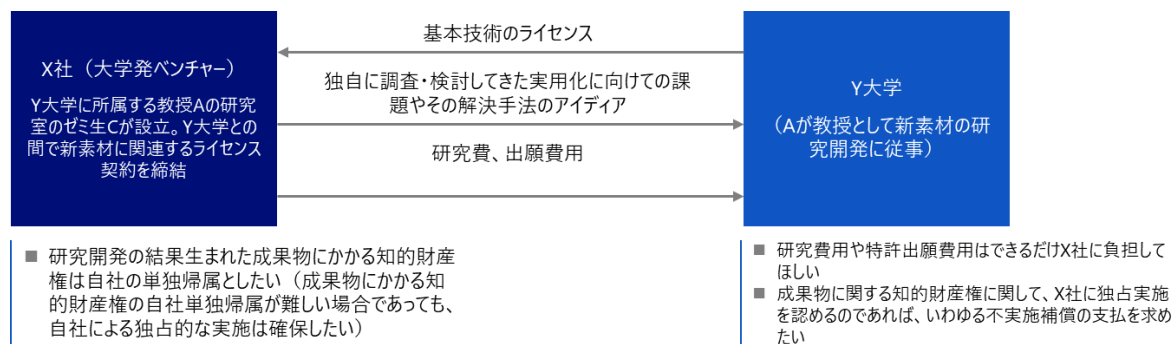
- (1) 教授 A の研究室のゼミ生 C は、X 社を設立した。X 社は Y 大学とライセンス契約を締結し、教授 A の発明した新素材および当該素材が添加された樹脂組成物の基本技術については自社単独で実施できるようになった。
- (2) しかし、当該素材をヘッドライトカバーに応用するにあたっては、技術の改良・深化が必要であり、また、大学の研究活動の中で生まれたこれらの発明をそのまま実施するだけでは、実用的な観点からの課題の検討が不足し、量産化等の実用に耐えられない状態であった。そこで、X 社は、独自に調査・検討してきた実用化に向けての課題やその解決手法のアイデアを活かしつつ、基本技術を改良・深化させるべく、基本技術を発明した Y 大学に対して共同研究開発を行いたい旨を申し出た。Y 大学としても、大学の研究活動の中で生まれた発明が実用化されることは望ましいため、X 社からの共同研究開発に申し出に応じることにした。
- (3) 契約交渉においては、双方の意向として、以下の点が挙げられた。
【X 社の意向】
 - ① 資金調達の観点からも Y 大学との共同研究開発を開始した時点および一定の成果が出た時点で、それぞれ公表したい。
 - ② (1) 上場審査や M&A に先立つデューデリジェンスにおいてマイナス評価を受けないために、また、(2) 自由度を確保して多数の企業とのアライアンスを実施し市場を拡大して売上を増加させるために、研究開発の結果生まれた成果物にかかる知的財産権は自社の単独帰属としたい。
 - ③ 成果物にかかる知的財産権の自社単独帰属が難しい場合であっても、自社による独占的な実施は確保したい。
 - ④ 成果物に関して特許出願を行う際、事業計画を踏まえて役に立つ特許権になるよう、出願打合せは外部の弁理士と事業戦略のディスカッションも交えながら、丁寧に行いたい。
 - ⑤ 製品が完成した場合、Y 大学と共同研究開発した技術であることを表示し、ブランディングに活用したい。

⁴ 2022/02/24 時点

【Y大学の意向】

- ① 研究成果については、学会や論文等で可能な限り速やかに発表したい。
 - ② 研究施設は提供するが、研究費用はできるだけX社に負担してほしい。
 - ③ 成果物に関する知的財産権の取得・行使によって、他の大学や研究機関等における教育・研究活動が阻害されることは避けたい。
 - ④ 成果物に関する知的財産権に関して、X社に独占実施を認めるのであれば、いわゆる不実施補償の支払を求めたい。
 - ⑤ 成果物に関して特許出願を行う場合、費用はX社に負担してもらいたい。
 - ⑥ 成果物に関する知的財産権に関して、X社に譲渡または独占実施を認める場合、X社が当該特許発明を実施せず、特許発明がいわば塩漬けになってしまうことは回避したい。
- (4) 上記について、特に（ア）成果物に関する権利帰属、（イ）成果物に関する特許出願の費用負担、（ウ）研究費用の負担、（エ）不実施補償の支払の有無が争点となった（その余の点は合意に至った。）。
- (5) X社は、共同研究開発の成果としての知的財産権について、自社単独帰属にできるのであれば、（イ）～（エ）の各費用等の負担に応じるという案および成果としての知的財産権は共有にしつつもY大学から第三者への実施許諾を認めないことでX社の独占が維持できるのであれば、（イ）～（エ）の各費用等の一部は負担するとの案を提示した。
- (6) これに対し、Y大学は、研究費の確保を優先したいと考え、(a)研究費はX社が負担し、(b)成果物に関する権利の帰属は共有とし、出願費用はX社負担とするのであれば、(c)不実施補償の支払は不要とする案を提示した。
- (7) これに対し、X社は、Y大学の提案に応じるが、Y大学の共有持分をX社の新株予約権●個で購入することができるオプションが欲しい旨を主張し、協議の結果、最終的に、その内容で合意することとなった。

図表 12：シーンのイメージ図



(ii) ポイント

本契約書で扱うべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 13：本契約書の主な論点

論点		概要
1	COC 条項の設定の必要 ※ライセンス契約でも同様の論点あり	COC 条項の設定に関して、大学側の立場（税金が投入され得られた研究成果が国外において日本の国益を害する態様で利用されることは避けたい）と大学発ベンチャーの立場（海外企業による M&A の途を完全に禁ずると、スタートアップが大きな対価を得る EXIT のチャンスを喪失させるため、M&A を解除事由にするのは不適當）の双方を解説する必要。

IV. モデル契約書（新素材・A I 編）の改善（改訂）方法の検討と実施

モデル契約書（新素材・A I 編）をユーザーが求めるより良いモデルへと改善するための改訂作業を実施した。

1. モデル契約書（新素材編）の改定

（1）検討プロセス

改定作業は、検討メンバーによりオンライン上で行われた。定期的に会議を開催して検討すべきポイントや、検討方針に関する議論を複数回行ったのちに、契約に関する共同プラットフォームサービス上でモデル契約書（新素材編）の改定作業を行った。なお、下記の方に検討メンバーとして改定作業にご参加いただいた。

図表 14：検討メンバー一覧

担当	名前	所属
主担当	井上 拓	日比谷パーク法律事務所
検討メンバー	足立 昌聰	インハウスハブ東京法律事務所
	大久保 晋吾	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所
	深津 幸紀	株式会社ファストトラックイニシアティブ

（2）改訂のポイント

（i）秘密保持契約（NDA）

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 15：本契約書の主な論点

論点		改定における対応方針
1	今回の想定シーンでは素材を開示するか	・ <u>素材それ自体は開示しない旨を追記した。</u> PoC でも素材は開示せず、共同研究開発ではじめて素材を開示する想定であると設定。

2	秘密保持契約締結前に開示した情報の扱い	オプション1にて「本契約締結の前後を問わず」の記載を削除したうえで、<u>NDA 締結前に秘密情報を開示してしまった場合の対処法に関するコラムを追記した。</u>
3	NDA 段階で素材を開示した際の留意点	- 新素材αを開示した場合に秘密情報として保護されるために、秘密情報の例示として「素材」を記載していることを解説に追記した。 - 素材を提供する際には、<u>素材移転契約書を締結するか、秘密保持契約にその内容を追記すべきである旨を解説に追記した。</u>
4	書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律への対応	<u>「文書」を「書面」に変更したうえで、「書面等」を「書面または電磁的記録」として定義した。</u>
5	特許出願になじまない情報の取り扱い	コンタミを避けるためにある時点で秘密情報を自社が保有していた事実を立証する手段として、<u>公証制度を解説にて紹介。</u>
6	次の契約移行に向けた「最大限努力」の内容	解説にて、「当事者に PoC 契約または共同研究開発契約締結の努力義務を課している。なお、<u>本条では「最大限」努力すると定めているが、これは、合理的に取り得る手段を最大限講じるという意味であり、当然のことながら、自社の利益に反する対応までを求めるものではない。</u>」と追記。
7	電子契約の締結の追記	電子契約の際の締結方法を、後文にて但し書きで追記。

(ii) 技術検証（PoC）契約

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 16：本契約書の主な論点

論点		改定における対応方針
1	素材を開示する場合、素材移転契約を締結する必要	- 本契約では、<u>PoC の段階では素材それ自体は開示しない旨を追記。</u> 「素材を提供する際の留意点」に関するコラムを追記。

2	次の契約移行に向けた「最大限努力」の内容	解説にて、「PoC は、共同研究開発契約移行のための実証段階という性質を有していることから、当事者に共同研究開発契約締結の努力義務を課している。<u>本条では「最大限」努力すると定めているが、これは、合理的に取り得る手段を最大限講じるという意味であり、当然のことながら、自社の利益に反する対応までを求めるものではない。</u>」と追記。
3	NDA の際に秘密情報に定義された情報の取り扱い	<u>秘密保持契約で秘密情報と定義されていた情報は本契約においても引き続き秘密情報として取り扱う（受領者は秘密保持義務等を負う）</u>ことを条文及び解説に追記。
4	知財も不透明な中、争ったら契約解除される条項の取り扱い	「解除」の条項において、不争条項を削除。
5	COC 条項での、解除事由の範囲設定（企業提携による経営権の移動を含むのは稀）	「合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡または株主が<u>全議決権の●分の1</u>を超えて変動した場合など、支配権に実質的な変動があった場合」と修正。
6	契約期間を短く区切る必要性	本契約の終期について、原案は①6ヶ月経過時又は②3条3項の確認完了日までとしていたが、<u>①を削除し、②の設定のみ</u>とした。

(iii) 共同研究開発契約

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 17：本契約書の主な論点

論点		改定における対応方針
1	譲渡価格を無償から有償に変更する可能性	無償を維持しつつ、<u>金額を固定しない優先交渉権の設定の方が安全である旨を解説に記載。</u>
2	甲乙の通知義務に関する複数条項でのオーバーラップ	「非保証」の条項から該当条項を削除して、「第三者との間の紛争」にて、通知に関する義務を設定。

3	NDA, PoC における秘密情報の定義と、共同研究開発契約の秘密情報の定義の関係性	• PoC 契約で秘密情報と定義されていた情報を<u>本契約においても引き続き秘密情報として扱う（受領者は秘密保持義務等を負う）旨</u>を明記する必要がある。 • 秘密情報の一部である素材については、新たに「<u>素材の取り扱い</u>」という条項を設けて、使用目的を規定する必要がある。
4	素材を開示する場合、素材移転契約を締結する必要	• 「素材の取り扱い」という条項を新設した。
5	知財も不透明な中、争ったら契約解除される条項の取り扱い	• 「解除」の条項において、不争条項を削除。

(iv) ライセンス契約

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 18：本契約書の主な論点

論点		改定における対応方針
1	「子会社または関連会社」の範囲設定の具体化	• <u>子会社や関連会社を包摂する概念である「関係会社」を用いて、条項上で、「関連会社」を「関係会社」に修正、その会社を別紙で特定する方針に変更。</u>
2	非保証とするか『知限り権利侵害はない』旨の保証をデフォルトとするか	• 条項自体は非保証を維持しつつ、解説にて下記の通り追記することで、「非保証とすべき」感を和らげ、<u>「無限定な保証は避けるべき」という論調にしたうえで、限定的な保証に落ち着くことはありうるというニュアンスを出す方針を採用。</u>

2. モデル契約書（AI 編）の改定

(1) 検討プロセス

改定作業は、検討メンバーによりオンライン上で行われた。定期的に会議を開催して検討すべきポイントや、検討方針に関する議論を行ったのちに、契約に関する共同プラットフォーム

フォームサービスである ContractS CLM 上でモデル契約書（AI 編）の改定作業を行った。
 なお、下記の方に検討メンバーとして改定作業にご参加いただいた。

図表 19：検討メンバー一覧

担当	名前	所属
主担当	柿沼 太一	STORIA 法律事務所
検討メンバー	植田 貴之	法律事務所 LAB-01
	柴山 吉報	阿部・井窪・片山法律事務所
	古川 直裕	株式会社 ABEJA

（２）改訂のポイント

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

（i） 秘密保持契約（NDA）

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 20：本契約書の主な論点

論点		改定における対応方針
1	無償アセスメントと有償アセスメントを切り分ける必要	解説にて、<u>無償のアセスメントはスタートアップの実作業をほとんど必要としないものに限定される点、また検討・実作業を伴うアセスメントは当然有償となるため、本想定事例においては、当該アセスメントは PoC と合わせて有償にて行うことを想定している点を追記。</u>
2	スタートアップが保有している姿勢推定モデルの内容	想定事例について、①姿勢推定モデルにて対象者の姿勢をまず推定し、②次に当該推定結果を状態推定モデルで処理をして姿勢を評価するという流れとする。②の状態推定モデルは、もともと X 社が保有していた幼児用安全確保領域におけるモデルをベースに Y 社から提供を受けるデータにより学習することで生成されることとすると設定。

(ii) 技術検証（PoC）契約

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 21：本契約書の主な論点

論点		改定における対応方針
1	無償アセスメントと有償アセスメントを切り分ける必要	• PoC 契約の冒頭に<u>有償アセスメントの必要性を強調する交渉シーンを追加。</u> • 想定事例にて、<u>有償アセスメント作業を追加。</u>

(iii) 共同研究開発契約

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 22：本契約書の主な論点

論点		改定における対応方針
1	カスタマイズモデルの権利帰属の交渉	• 事例設定について、①スタートアップは本事例に流用できる可能性のある状態推定モデル（幼児用）を保有、PoC により②<u>単純に学習を行うだけではなく、もともと X 社が保有している状態推定モデル（幼児用）の層構造自体を変更し、③かつ、幼児分野にも介護分野にも共通して利用できる汎用的なモデルではなく、<u>介護領域に特化したモデルにすることで、より高精度な出力が可能であることが判明した事例に変更。</u></u>
2	スタートアップが破産した場合の AI モデルの取り扱い	• スタートアップに経済的不安が生じた場合には、事業会社は、<u>スタートアップから研究成果に係る知的財産権の無償譲渡を受けることができる旨を条項及び解説に追記。</u>
3	事業会社による OSS 採用に関する選択権の保持の必要性	• <u>事業会社の OSS に関する選択権に関する条項を削除。</u>
4	OSS 以外についての保証の有無に関する解説を追記する必要	• <u>利用契約における「非保証」条項と同内容の条項を記載。</u>

5	学習用データセットを開示する義務の設定について	解説にて、「<u>学習用データセット内にスタートアップ側が秘匿すべきノウハウが含まれていることを前提に、本条第1項では、スタートアップが、ノウハウが集約された本学習用データセットを事業会社に対して開示等する義務を負わないことを明記した。</u>ただし、先述のように、全てのケースにおいて学習用データセットの秘匿性が高い訳ではない。そのような<u>秘匿性がない場合にはスタートアップが事業会社に対して学習用データセットを開示することもある</u>」と追記。
---	-------------------------	---

(iv) 利用契約

本契約書で改定すべきとされた主なポイントは、以下の通り：

図表 23：本契約書の主な論点

論点		改定における対応方針
1	事業会社による OSS 採用に関する選択権の保持の必要性	「OSS の利用」に関する条項を削除。
2	追加学習に関する費用を利用料と別途設ける必要	<u>追加学習はサービスとして残しつつ、当該追加学習サービスに関する料金はサービス利用料に含まれている</u>とした。 <u>追加学習サービスの内容を、下記の通り修正。</u> ①追加学習の頻度・方法については X 社の裁量に委ねる ②追加学習により精度に変化が生じる可能性があることについて Y 社は了解する。 ③追加学習のために Y 社提供データを X 社は自由に利用することができる。

V. モデル契約書の普及・定着方法に関する調査

モデル契約書のより効果的な普及・定着に向け、セミナー1回（時間：1時間半）、ワークショップ1回（時間：2時間半）、パネルディスカッション1回（時間：2時間）を開催した。合計開催時間は6時間であった。

1. セミナーの実施

（1）実施概要

○タイトル:「初心者でもわかる！失敗しない事業会社×スタートアップのオープンイノベーションのための契約ポイント解説セミナー ～モデル契約書パンフレットの活用方法も伝授！～」

○開催日時：2022年2月9日（水） 18：30～20：00

○開催方法：Zoom ウェビナーによるオンライン開催

○プログラム：

1. モデル契約書の概要紹介
2. Q&A セッション

○講師：

- ・井上 拓（日比谷パーク法律事務所 パートナー／弁護士・弁理士）
- ・柿沼 太一（STORIA 法律事務所 代表パートナー／弁護士・弁理士）

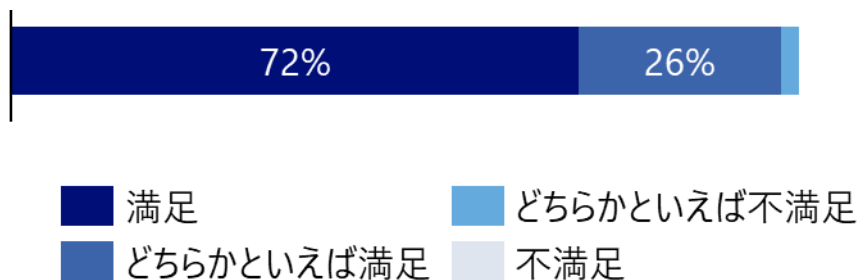
（2）成果

・参加人数：80名

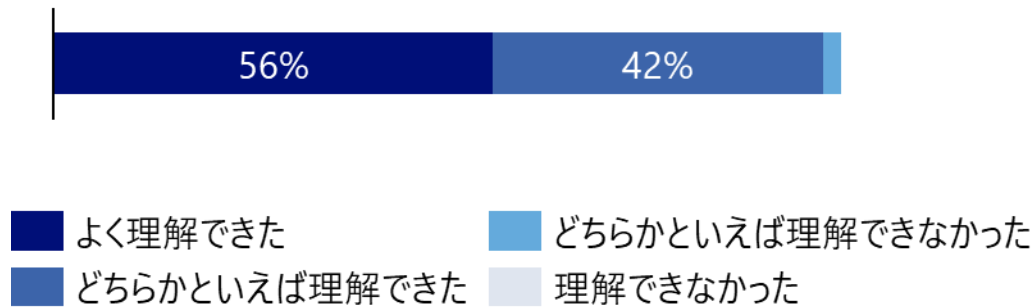
・所属組織別内訳：大企業・中堅企業 27名、スタートアップ 20名、弁護士・弁理士 6名、スタートアップ支援者 7名、その他 20名）

また開催後に実施したアンケート（43名が回答）にて下記の意見を得られた。

図表 24：セミナーの満足度



図表 25：セミナーの理解度



図表 26：モデル契約書の利用経験有無



図表 27：モデル契約書の利用しやすかった点・利用しにくかった点（全コメント）

カテゴリ	コメント
交渉力を高めるツールとしてのモデル契約書	説得材料として、経産省のお墨付きと伝えることができます。（スタートアップ）

2. ワークショップの実施

（1）実施概要

○タイトル：「オープンイノベーション・ワークショップ「AI分野における新たな協業の進め方を考える」」

○開催日時：2021年10月21日（木） 17：30～20：00

○開催方法：Zoomによるオンライン開催

○プログラム：

1. モデル契約書（AI編）の概要及びその基本概念の解説
2. モデル契約書（AI編）を用いたワークショップ
3. Q&Aセッション

○講師：柿沼 太一（STORIA 法律事務所 代表パートナー／弁護士・弁理士）

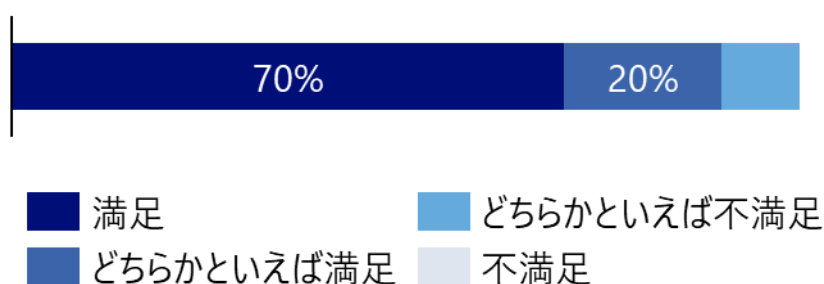
（２） 成果

ワークショップの参加者は下記の通りであった。

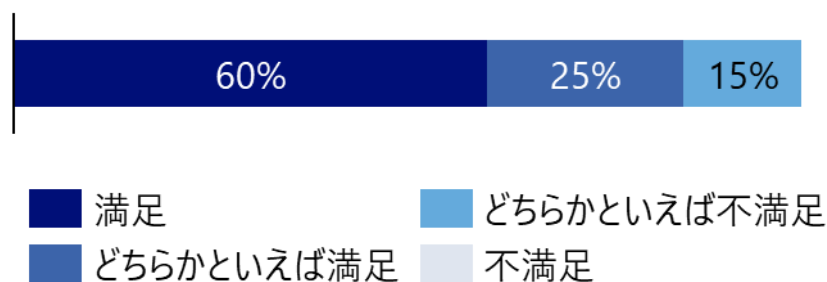
- ・参加人数：26 名
- ・所属組織別内訳：大企業・中堅企業 9 名、スタートアップ 9 名、弁護士・弁理士 3 名、スタートアップ支援者 2 名、その他 3 名）

また開催後に実施したアンケート（20 名が回答）にて下記の意見を得られた。

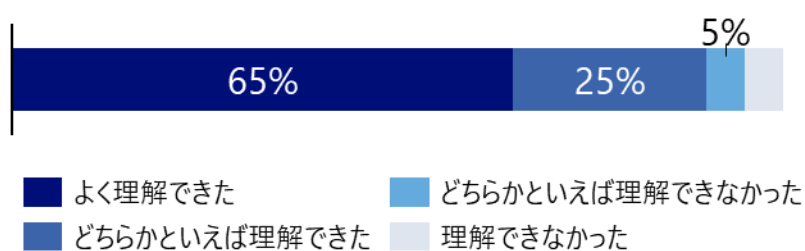
図表 28：講義の満足度



図表 29：グループワークの満足度



図表 30：ワークショップの理解度



図表 31：モデル契約書の利用経験有無



図表 32：モデル契約書の利用しやすかった点・利用しにくかった点（全コメント）

項目	カテゴリ	コメント
利用しやすかった点	モデル契約書の印象	モデル契約書に沿っていると伝えることで、手前勝手に作った契約書では無い印象をもていただきやすい。（スタートアップ）
	交渉の理解促進	逐条解説がついているので、モデル契約書の規定のうちどこは変更しても影響が少なく、どこは変更せずに残しておいた方がいいのかを判断しやすい。（スタートアップ）
	モデル契約書のカバー範囲	モデル条項一式が揃えられている。（大企業・中堅企業）
利用しにくかった点	モデル契約書の内容	NDA などは内容がリッチ過ぎて検討に時間がかかるとの指摘を受けた。（スタートアップ）
	モデル契約書の使い方	大企業に対して「経産省がこんなモデル契約書を出してるのでこれをベースに交渉しましょう」と投げても、「このモデルケースと今回の契約とは状況がちょっと違うので、うちのいつも使っているひな形ベースをお願いします。」と返ってきた。（スタートアップ）
		品質保証条項などで、個別具体的な事案にどう適用すべきかの説明がない。（大企業・中堅企業）
	そもそもの先方の OI 理解	大企業側にオープンイノベーションについての理解が少ないケースが多かった。（スタートアップ）

3. パネルディスカッションの実施

（1）実施概要

○タイトル：「VTuber になってホンネをぶつけ合う！？大企業とスタートアップの協業のホントのところ ～付度禁止！さらばタテマエ！！～」

○開催日時：2021 年 12 月 21 日（火） 17：00～19：00

○開催方法：Zoom ウェビナーによるオンライン開催

○プログラム：

1. 本事業並びにモデル契約書の解説
2. パネルディスカッション
3. Q&A セッション

○講師

【パネルディスカッション】

- ・ 鮫島 正洋（弁護士法人内田・鮫島法律事務所 代表パートナー・弁護士）
- ・ OI の取り組みに積極的な大企業 3 名、スタートアップ 2 名（匿名）

【Q&A セッション】

- ・ 鮫島 正洋（弁護士法人内田・鮫島法律事務所 代表パートナー・弁護士）
- ・ 井上 拓（日比谷パーク法律事務所 パートナー／弁護士・弁理士）

（2）成果

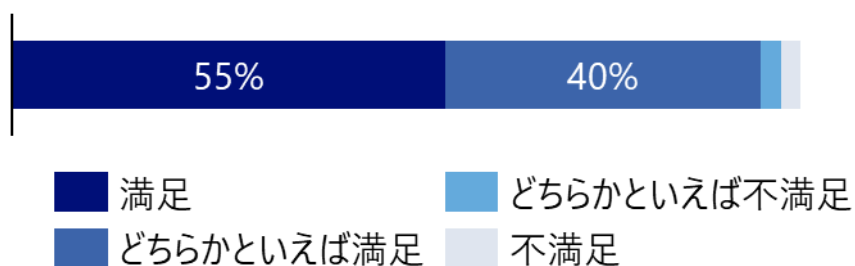
パネルディスカッションの参加者は下記の通りであった。

- ・ 参加人数：108 名
- ・ 所属組織別内訳：大企業・中堅企業 44 名、スタートアップ 17 名、弁護士・弁理士 14 名、スタートアップ支援者 10 名、その他 23 名

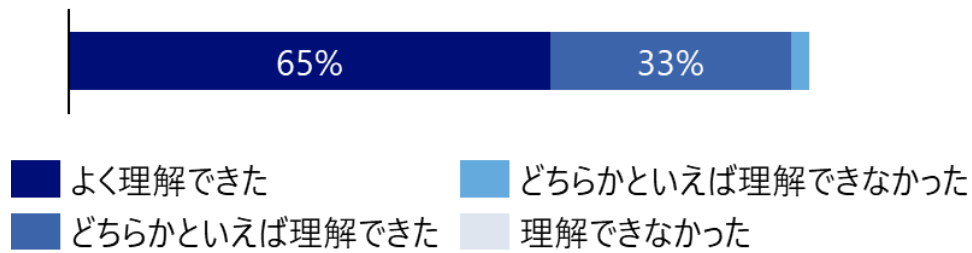
また開催後に実施したアンケート（40 名が回答）にて下記の意見を得られた。

・

図表 33：パネルディスカッションの満足度



図表 34：パネルディスカッションの理解度



図表 35：モデル契約書の利用経験有無



図表 36：モデル契約書の利用しやすかった点・利用しにくかった点（全コメント）

カテゴリ	コメント
参考資料としてのモデル契約書	• あくまでこのような考え方もある、という参考目的に用いている。（大企業・中堅企業）
	• 契約作成時の論点確認や文例参照のために、辞書的に使用方法で役立てている。（スタートアップ）
	• モデル契約の想定ケースと実際の状況とは異なるため、そのまま使用することはできないし、一部だけ修正して用いるということもしづらい（一部を変えると他部分がつながらなくなる）ため、契約ひな形としては使用していない。（スタートアップ）
交渉力を高めるツールとしてのモデル契約書	• モデル契約書（お墨付き）がベースとなっていることを押す理由に出せる。（スタートアップ）
	• ベンチャーに圧倒的な優位な契約書であり交渉しやすい。（スタートアップ）
その他	• 自分のケースと遠いな、と思って、さらっとしか参考にしなかった。（スタートアップ）

VI. モデル契約書（新素材・AI編）の普及・啓発に資するパンフレットの検討・作成

モデル契約書を初学者向けに分かり易く解説したパンフレット（仮）を作成した。なお、パンフレットは初学者の理解しやすい観点からデザインを工夫し、新素材編・AI編でそれぞれ作成して、新素材編で38ページ、AI編で36ページ、合計74ページの構成となった。

1. 検討プロセス

パンフレットの対象者として、今後OIに取り組むことを検討している、または交渉に取り組んでいる中で留意すべき点を整理したいと考えている事業会社の現場担当者や、スタートアップのCEO等を想定した。

上記の前提を踏まえて、パンフレットの内容面の検討と、デザイン面の検討を並行して実施した。パンフレットの内容面の検討において、事務局で整理した作成方針や、取り上げる論点を委員会で報告し、その場で受けた指摘を踏まえて検討を行った。各分野で取り上げるべきとされた論点は、下記の通りである。デザイン面の検討において、素案を作成しつつ、初学者向けのわかりやすいデザインを検討するにあたり、外部のデザイナーと連携して作業を進めた。

図表 37：新素材編で取り上げる条項及びポイント一覧

契約種別		条項	取り上げたポイントの概要
1	秘密保持契約書(NDA)	1条「秘密情報の定義・開示の方法」	秘匿すべき情報の特性や双方の情報管理体制を鑑みて、秘密情報の範囲の広狭等を定める必要がある。
2		2条「秘密保持」	スタートアップが投資家などに検討開始の事実をスムーズに公表可能とできるよう、事前承諾を不要とすることを契約時点で合意するのがよい。
3		3条「目的外使用の禁止」	受領した技術情報を他の目的に流用することを防ぐため、受領者の組織内での利用目的を今回の共同検討に限定することを明記する必要がある。

4	技術検証 (PoC) 契 約書	5 条「甲の義務」	PoC では期待していた検証結果が出ないこ とを考慮して、スタートアップは善管注意義 務は負う一方、成果の達成や特定の結果等を 保証しないものと整理するのが妥当。
5		6 条「共同研究開発契約の 締結」	仮に次の契約を締結しない場合でも、両社と もに別の企業との協業の検討を迅速に開始 することが可能とするため、一定期間での次 の契約締結の諾否に関する通知義務を設定 するのがよい。
6		9 条「本報告書の知的財産 権」	事業会社内での検証結果の確認には、報告書 の利用のみでよいので、報告書および本検証 で生じた知的財産権はスタートアップに帰 属としてよい。
7	共同研究開 発契約書	7 条「知的財産権などの帰 属および成果物の利用」	スタートアップは、第三者への自由なライセ ンスを通じて事業拡大を志向するものであ り、権利の扱いについて常に事業会社の事前 許諾が必要だと、事業スピードや経営判断に 悪影響が及ぶことを踏まえてスタートアッ プ単独帰属するのが良い。
8		5 条「経費負担」	双方に不都合が生じない形での費用負担、対 価の支払い方法、成果物の帰属を検討するの がよい。例えば、独占的通常実施権を設定す る代わりに、スタートアップの資金面での負 担を軽減するために実費・人件費、報酬を事 業会社が負担することが考えられる。
9		10 条「研究成果に対する 対価」	
10	ライセンス 契約書	2 条「権利の許諾」	特許の重要性や、製品の市場規模、本製品の 付加価値を踏まえて、実施権の設定（独占/ 非独占、有償/無償、（有償の場合）支払タ イミング）を検討する必要がある。
11		4 条「本製品 2 に対するラ イセンス料」	
12		7 条「改良技術」	双方が納得いく条件とするため、改良技術に ついて双方に対して非独占的な実施権を設 定しつつ、事業会社が開発した場合、スター トアップへの通知義務・開示義務を設定して いる。

13		9条「第三者の権利侵害に関する担保責任」	知財を侵害しない旨を保証することはスタートアップにとって大きなリスクとなり得るため、スタートアップと事業会社の適切なリスク分配の観点からの熟慮が必要である。
----	--	----------------------	--

図表 38：AI 編で取り上げる条項及びポイント一覧

契約種別		条項	取り上げたポイントの概要
1	秘密保持契約書 (NDA)	はじめに	無償にて行う業務範囲は、スタートアップの実作業をほとんど必要としないものに限定するのが良い。
2		1条「秘密情報の定義」	自社の管理能力に応じた秘密情報の範囲の広狭を明確に NDA にて定めるのが望ましい。
3		3条「目的外使用の禁止」	受領した技術情報を他の目的に流用することを防ぐため、受領者の組織内での利用目的を今回の共同検討に限定することを明記する必要がある。
4	技術検証 (PoC) 契約書	前文	検証に際して、検証にあたって前段階の作業が必要な場合、役割分担や費用についてきちんと交渉し契約上明確化する必要がある。
5		3条「本検証」	検証結果を判断するためには、報告書があれば十分であり、学習済みプログラム等は提供物には含む必要性がない。
6		11条「本報告書の知的財産権」	事業会社は今回の検証には報告書の利用のみで十分であることから、報告書および本検証で生じた知的財産権は全てスタートアップに帰属でよい。
7	共同研究開発契約書	10条「本件成果物の提供および業務終了の確認」	成果物ごと（カスタマイズモデル、連携システムなど）に帰属先や知的財産権の保護強度を考慮して、提供方法を慎重に検討して条文に落とし込む必要がある。
8		17条「本件成果物等の著作権の帰属」	AI モデルの開発では、著作権と特許権を分けて成果物の権利の整理をするのが望まし

9		18 条「本件成果物等の特許権等の帰属」	い。カスタマイズモデルの著作権については、帰属と利用条件を一体的に交渉するして合理的な条件を検討するのが一案である。他方で、特許権については、帰属を発明者主義に従うと設定すればよいだろう。
10	利用契約書	2 条「データ解析サービスの内容」	AI モデルの利用条件の検討の際、双方がお互いのビジネスモデルを理解したうえで内容を検討することが重要であり、サービスにおけるモデルの利用方法と追加学習の内容を併せて検討する必要がある。
11		3 条「非独占」	
12		4 条「追加学習サービスの内容」	
13		8 条「サービス利用料」	
14		5 条「対象データの利用」	追加学習サービス利用時の、データの利用範囲について、スタートアップが提供するサービスの内容を踏まえて範囲を設定する必要がある。
15		12 条「非保証」	AI を用いたサービスでは出力精度の保証が難しい点について、コミュニケーションを通じて双方が理解して、契約に落とし込むことが重要である。

2. 成果物

パンフレットは、主に 3 つのパート構成として、新素材編・AI 編でそれぞれ作成した。はじめに、想定読者が OI に取り組む際に意識すべき「価値軸」を示したうえで、モデル契約書はゴールデンスタンダードではなく、あくまで選択肢の一つである点を強調した。

続いて、モデル契約書として公開されている 4 種類の契約種別ごとに、設定されている想定シーンや、契約交渉において意識すべきポイントの概要を解説した。その際、初学者でもわかりやすい内容となるように文字の代わりに絵や図を用いた説明を増やしたほか、各契約書の概要説明パートでは、ページの半分で契約交渉を対話形式での紹介、残りの半分で交渉内にて示されたポイントの解説という構成にした。

図表 39：パンフレットの表紙案及び解説のイメージ



3つ目のパートでは、事業会社とスタートアップの契約において山場となり得る交渉シーンやその概要について、読み物形式で記載することで、契約書およびその解説のみでは理解が難しい実務上のポイントについて理解できるように留意した。新素材編では、ライセンス契約における対価の交渉、AI編では、利用契約におけるサービスの利用条件の交渉を対象にした。

図表 40：パンフレットで留意したポイント

目次		目次別のポイント
1	全体	初学者が興味を持つようなデザインの工夫。
2	1章 はじめに	OIを進める上で協業する双方が共有すべき基本的な考え方を共有。
3		モデル契約書が想定シーンに沿って解説を提供しており、全ての交渉に汎用可能ではないことを説明。
4	2章 各契約種別のモデル	- 契約種別ごとに想定シーンの概要を紹介。 - 契約種別ごとに、留意すべきポイントを交渉形式で解説。
5	契約書ガイド	契約種別ごとに、取り上げた論点は「1. 検討プロセス」内の「新素材編（AI編）」で取り上げる条項及び論点一覧」を参照。
6	3章 交渉シーン及び交渉ノウハウの紹介	- 各交渉シーンの場面設定（事業領域、登場する企業、等）や検討に必要な参考情報を紹介。 - 設定した交渉シーンの主要な論点ごとに、交渉シナリオと解決策、関連するモデル契約書を紹介。

7		新素材編では、ライセンス契約における対価の交渉（※）、AI 編では、利用契約におけるサービスの利用条件の交渉を紹介。 ※「対価交渉のケーススタディβ版」の内容を踏まえて作成。
---	--	---

VII. 経済産業省・特許庁及び関係省庁による関連事業の成果物の集約化

モデル契約書の関係省庁により公表されている事業成果物の集約化を行った。

1. 検討プロセス

各省庁から公表されているモデル契約書に関連する事業成果物を整理するにあたり、事業成果物の整理方針や、集約化の対象とする成果物の一覧を委員会で報告し、その場で受けた指摘を踏まえて検討を行った。なお、対象とする成果物の一覧は下表の通りである。資料の整理にあたって、想定読み手である事業会社やスタートアップが交渉プロセスを進める際に抱えやすい悩み事に着目し、「どの成果物を見れば悩み事の解消に参考となるのか」、該当する資料を章レベルで整理した。

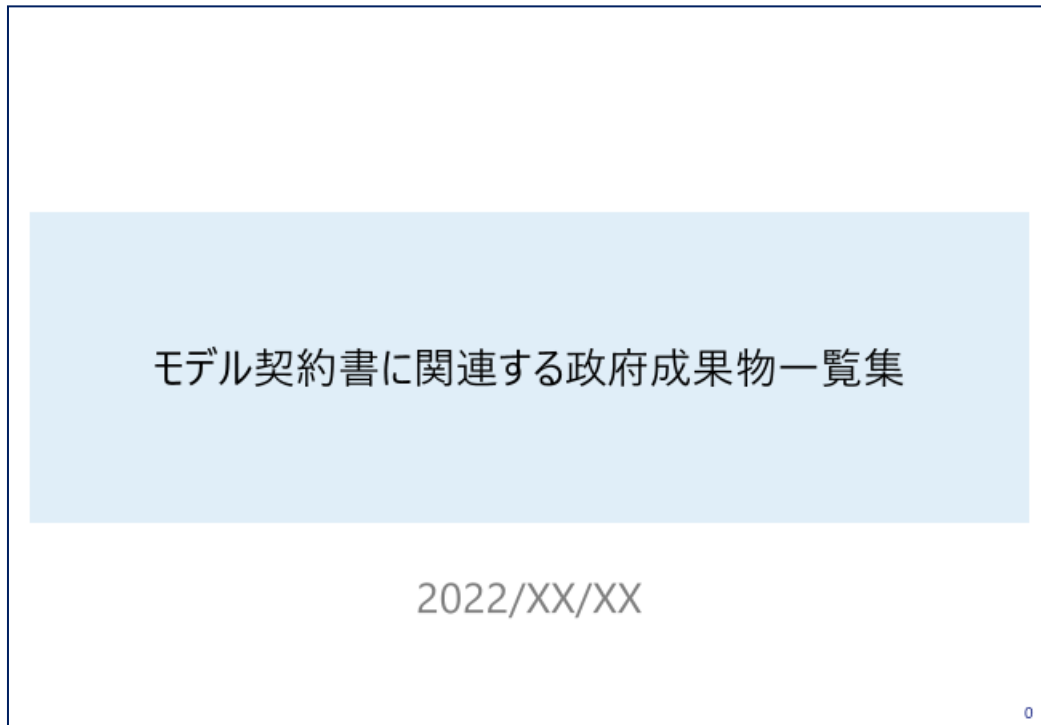
図表 41：集約化対象である関連成果物の一覧

カテゴリー	成果物名	発行主体	テーマ
スタートアップと事業会社の連携に関する情報提供	スタートアップとの事業連携に関する指針	公正取引委員会・経済産業省	事業連携によるイノベーションを成功させるため、スタートアップと連携事業者との間であるべき契約の姿・考え方を提示
	事業会社と研究開発型ベンチャー企業の連携のための手引き（初版～第三版）	経済産業省	事業会社とベンチャー企業の連携の現状、及び連携における壁ごとの参照すべき事例を紹介（初版） 事業会社によるベンチャー企業との業務提携や出資活動の促進に向けたポイントを記載（第二版） 事業会社でのコーポレート・ベンチャー・キャピタル活動の促進（第三版）
	スタートアップの取引慣行に関する実態調査について（最終報告）	公正取引委員会	スタートアップの取引慣行の実態を明らかにするための調査
	製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書の公表について	公正取引委員会	製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する調査
スタートアップ・中小企業に関する情報提供	ものづくりスタートアップのための契約ガイドライン&契約書フォーマット	経済産業省	スタートアップと設計・製造業者等との積極的な協業の促進
	知的財産取引検討会報告書	中小企業庁	中小企業における知財の取り扱い環境の整備
	我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項	経済産業省	ベンチャー企業に対する投資契約等の設計において契約当事者が留意すべき事項を解説
大学と事業会社・スタートアップの連携に関する情報提供	産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】	経済産業省・文部科学省	産学官連携における組織的連携の円滑化
	大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き	経済産業省	大学が株式・新株予約権の取得を行う意義や基本的な考え方を整理
	オープン＆クローズ戦略時代の共同研究における成果取扱いの在り方に関する調査～さくらツールの提供～	文部科学省	大学や企業をユーザーとしたコンソーシアム型共同研究契約のモデルとモデル選択に当たっての考慮要素を提示
AI分野の連携に関する情報提供	AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版	経済産業省	データ活用やAI技術開発に関する契約作成の手引き
コンバーティブル投資に関する情報提供	「コンバーティブル投資手段」活用ガイドライン	経済産業省	事業会社とのオープンイノベーション事例やポイントを記載

2. 成果物

上記の整理方針に基づいて、成果物一覧集を作成した。資料では、各資料成果物を連携分野と連携プロセスの軸でマッピングする形で整理している。その連携プロセスで生じる主な悩み事に対して、関連するプレイヤーおよび悩み事を解消する成果物を章単位で対応する形で記載した。

図表 42：資料の表紙



図表 43：関連成果物の集約化資料作成にあたってのポイント

パート		各パートのポイント
1	本資料の目的と概要	成果物一覧集を作成した目的と、資料の見方の説明。
2	成果物一覧集	- 連携プロセスは、①初期協議～NDA、②PoC の実施、③共同研究開発、④ライセンスリング、⑤資金調達、そして⑥事業開始（製品販売・サービス提供）以降の合計 5 つのプロセスを用意。 - 連携分野は、特定の分野（AI 系、製造業・モノづくり系）及び共通分野の大分類を用意。
3		各プロセスごとに分野別の悩み事及び資料を紹介したページとそれらを全プロセス・全分野の悩み事を 1 ページ上にて一覧化したページを作成。
4	本資料にて取り上げている関連事業の成果物一覧	取り上げた関連事業の成果物について、発行主体と取り圧合っているテーマを一覧形式で紹介。

禁 無 断 転 載

令和3年度産業財産権制度問題調査研究報告書

オープンイノベーションを促進するための技術分野
別契約ガイドライン（AI等）に関する
調査研究報告書

令和4年3月

請負先 株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

電話 03-5877-7373

FAX 03-3273-6529

URL <https://www.nri.com/jp>

E-mail① k-komamura@nri.co.jp

E-mail② n-wada@nri.co.jp